

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

職員の仕事と介護の両立をより一層支援するため、介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 5 第 1 項中「または 2 親等内の親族」を「もしくは 2 親等内の親族または同一の世帯に属する者」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。